

daily コラム

2018 年 7 月 18 日(水)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

相続税の改正と一般社団法人

一般社団法人等を使った相続対策とは

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行された 2008 年以降、一般社団法人の設立が容易になりました。

そこで、一般的な方法としては次のような相続対策が急増しました。

- ① 一般社団法人を設立する。
- ② そこに被相続人所有の不動産や自社株を移動します。
- ③ 相続人を理事又は理事長とする。

②の段階で問題となったのは、不動産や自社株を時価で売却した場合被相続人にかんがりの譲渡所得が発生したり、高額な貸付金や金銭が手元に残ったりすることでした。

しかし不動産や自社株は所得税の分離課税であり、課税は 20% 強で済みます。また高額な貸付けは不動産収益や配当での返済や、親族理事への報酬により赤字にして債務免除することも可能でした。

更に非営利法人として認められた場合は、寄附や贈与も課税対象から外れていました。そしてこのようにして一般社団法人に移された財産は、相続財産から完全に除かれておりました。

今回の改正では

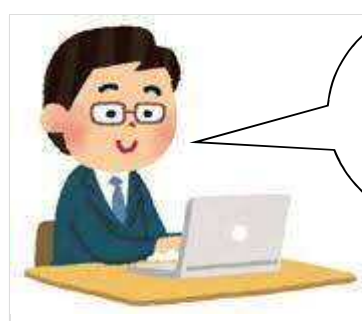
同族関係者が理事の過半数を占める特定

一般社団法人等については、同族理事（理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む）が死亡した場合は、その特定一般社団法人等を個人とみなして、同族理事の数で等分した当該特定一般社団法人等の財産を、死亡した理事から遺贈により取得したものとみなし相続税を課税するというものです。更に既にある一般社団法人等についても、特定一般社団法人等に該当すれば、平成 33 年 4 月 1 日以後の理事の死亡については適用するというものです。

対策としては次の事が考えられます

- ① 被相続人対象者が理事を辞め 5 年を超えて長生きすること。
- ② 同族理事の数を 50% 以内とする。と同時に被相続対象者は 3 年を超えて長生きすること。
- ③ ①②ができない時は逆に同族理事の数を増やし等分財産を少なくする。

しかし特定一般社団法人等に該当しなければ従来通りですから、これで相続対策がなくなるとは思えません。



これなら
なんとかな
るな……